

熊本県公報

号外 第21号
平成17年4月5日(火)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

- 公 告
- 基本測量の実施.....(監 理 課) 1

公 告

熊本県公告第242号の2
 測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき、国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公告する。
 平成17年4月5日

熊本県知事 潮 谷 義 子

作 業 種 類	作 業 時 間	作 業 地 域
基本測量(1:25,000地形図修正測量)	平成17年4月5日から 平成18年3月24日まで	熊本県内全域

